

入院期間が 180 日を超える入院に係る特別の料金について

当院の一般病棟（1 病棟）について、同じ傷病による入院期間が通算で 180 日を超えた場合は、入院基本料の 15%相当額を、保険外併用療養費（選定療養）に係る特別の料金としてご負担いただく場合があります。

・ 対象となる場合

今回の入院以前 3 か月以内に、同一の傷病で当院または他の医療機関に入院していた期間を含め、通算入院期間が 180 日を超える場合。

※厚生労働大臣が定める難病・重症状態等に該当する場合等は対象外となる場合があります。

・ ご負担のしくみ

通常の自己負担割合に応じた一部負担金に加えて、入院基本料の 15%相当額を特別の料金（選定療養）としてご負担いただきます。

・ 当院の特別の料金

入院期間が 180 日を超える入院に係る特別の料金（1 日につき）

急性期一般入院料 4	2,640 円
------------	---------